

大阪市中小企業振興基本条例

自由闊達で進取の気風に富む大阪が育んだ商人や企業家は、世界に先駆けて先物取引を開始し、斬新なアイデアで新たな商品を創出するなど、その創造性により社会に変革を生み、日本経済の発展に貢献するとともに、人々の生活に豊かさや潤いをもたらしてきた。また、大阪で花開いた多彩な芸術文化、川を生かしたまちづくりなども、商人や企業家の高い志に支えられてきたものである。

このような企業家精神を受け継ぐ大阪の中小企業は、高度な技術や独創的なアイデア、卓越した機動力をもち、たゆまぬ革新や積極果敢な挑戦により、様々な難局を乗り越えながら経済成長を牽引し、市民の雇用やくらしを支える極めて大きな役割を果たしている。さらに、まちづくりや文化の継承など、地域社会の形成においても、中小企業はその一員として、欠かすことのできない役割を担い、まちの発展に大きく寄与している。

しかしながら、中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や、少子高齢化による内需の減退、環境・エネルギー面での制約などにより、日々厳しさを増している。こうした中で、中小企業の果たす役割の重要性を踏まえ、中小企業が飛躍のチャンスを見出し、国内外の需要の変化を捉えた新市場やグローバル市場の開拓に向けて、その力を存分に發揮し成長できる環境を、市民、企業、行政が一体となってつくりあげ、大阪及び関西の持続的な経済発展や豊かな地域社会の実現につなげていかなければならない。

そこで、中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、本市の責務や中小企業者の努力等について明らかにするとともに、中小企業の振興について本市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展、市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の趣旨にのっとり、市域の特性を踏まえて、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 本市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者等の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業及び地域産業の振興を目的とする団体(以下「中小企業に関する団体」という。)、大学等の研究機関、海外機関、大企業者及び市民との連携を図るよう努めなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、社会経済環境の変化に応じ、自主的に経営基盤の強化及び経営革新に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が大阪及び関西の経済発展において果たす役割の重要性を理解し、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 本市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、本市の中小企業支援機関とともに、広く国、関係地方公共団体及び中小企業に関する団体等との緊密な連携並びに施策の一体的な展開を図りながら、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営方法の改善、技術の向上、資金調達の円滑化及び人材育成等を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
- (2) 中小企業の創業及び事業の継承を促進すること
- (3) 中小企業が事業者及び大学等の研究機関等との連携を図り、創意工夫を生かして取り組む技術及びサービスの開発並びに新事業展開を促進すること
- (4) 地域の強みを生かした中小企業の成長産業分野への参入を促進すること

- (5) 中小企業のアジアをはじめとした海外への事業展開及び海外企業等との連携を促進すること
- (6) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること
- (7) 中小企業が地域経済の発展に向けて、地域社会と協働して取り組む活動を促進すること
- (8) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進すること

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を市民に公表しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 本市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。